

## 仕 様 書

## 1 件名

港区学童クラブ等弁当配送事業業務委託

## 2 履行期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

※配送日は、日曜、祝日及び年末年始を除く区立小学校の終業式の日及び始業式の日を含む夏休み期間38日、終業式の日及び始業式の日を含む冬休み期間8日、修了式の日を含む履行期間中の春休み期間6日の計52日

## 3 履行場所

別紙1のとおり

## 4 業務目的

学童クラブ等を利用する児童の保護者の負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を推進することを目的とする。

## 5 業務内容

## (1) 注文の受付

受注者は、ウェブサイト上に、配食弁当受付サイト（以下「注文サイト」という。）を設け、注文サイトの登録手続きを行った児童の保護者（以下「利用者」という。）から希望日の前日まで弁当の注文を受け付けること。また、ウェブサイトを利用できない利用者に対して、代替えとなる受付方法を設けること。

## (2) 施設へのメニュー表提供

施設側がメニューを確認できるよう、事前にアレルギー表示記載のメニュー表を各施設に提供すること。なお、注文サイトの管理者画面への表示でも可とする。

## (3) 弁当の種類

日替わり弁当とアレルギー（特定原材料8品目）除去食の弁当を提供すること。

## (4) 弁当の内容

弁当の内容（メニュー）に関しては、以下のとおりとする。

ア 弁当の量や質などが児童（小学生）に相応しいこと。

イ メニューには、全品アレルギー表示（特定原材料8品目）を記載すること。また、可能な限り原材料の表示にも努めること。

ウ 再調理の必要がなく、常温での保存が可能または受注者が用意する保冷剤等で衛生管理のうえ安全に配送及び保管ができること。

エ 食品添加物を可能な限り使用しないこと。

オ 遺伝子組み換えの原材料は使用しないこと。

カ 年間を通してメニューの内容に変化を持たせること。

キ 衛生面と品質管理に万全を期すること。

(5) 弁当の価格帯

受注者は、1食あたりの価格を税込み800円以内で設定すること。

(6) 弁当代金の支払い

弁当代金は、利用者が注文サイト上で、クレジット決済等の電子決済により受注者に直接支払える方法とすること。ウェブサイトを利用できず、代替えの方法で注文した利用者についても、受注者に直接支払える方法を設けること。履行場所における現金での支払いはしないこと。

(7) 品質管理能力

弁当の保管及び配送における衛生面及び品質管理が適切であり、安全かつ確実な納品が可能であること。

(8) 弁当の配送

弁当は受注数1個から配送すること。また、受注者は、各履行場所への配送能力があり、適切な配送計画が立てられること。配送に要する経費は発注者が負担するものとし、弁当価格に転嫁しないこと。予定食数は、日替わり弁当は平日1日あたり500食程度、アレルギー除去食の弁当は50食程度とする。

(9) 弁当の納品

受注者は、午前9時から午前11時45分までに、各学童クラブ等において発注者が指定する学童クラブ室等まで弁当とカトラリーの入ったコンテナを配送すること。なお、カトラリーについては、児童が使用することを想定して配慮すること。

また、配送する学童クラブ室等ごとに注文した保護者の児童氏名が分かるよう一覧表を添えて納品すること。

(10) 弁当容器及び残菜の回収

受注者は、各履行場所に弁当容器及び残菜を午後2時から午後5時までに回収すること。なお、弁当の容器は、リユース食器または紙製などのプラスチックごみが発生しない容器を使用することとし、残菜等は受注者の責任において処分すること。

## 6 事業計画書等の提出

受注者は、契約締結後速やかに、以下の事業計画書を発注者に提出すること。

ア 緊急連絡体制

イ 食品衛生責任者及び調理師免許を有する調理業務従事者等の一覧表

ウ 各資格の写し

エ 各履行場所への配送計画書

## 7 衛生危機管理対応

### (1) 異物混入

異物混入等の事故が起きないように、食品衛生責任者による食材料の納入時の立会いと検収の徹底し、点検を実施するとともに、作業開始前に器具等の破損箇所や、破損のおそれがないこと等を十分に確認すること。

その他従事者も互いに注意喚起等を行うこと。異物混入があった場合又はその疑いがある場合は、食品衛生責任者が、速やかに各履行場所並びに発注者へ連絡すること。

### (2) 事故等への対応

食中毒発生時等の事故等、不足の事態に備えた緊急連絡体制を各履行場所責任者及び発注者へ提出すること。

## 8 実績報告書等の提出

受注者は、履行した翌月 10 日までに発注者へ、日替わり弁当とアレルギー除去食の弁当を分けた配送日及び配送先ごとの受注数、配送日ごとに使用した配送車の台数を記載した事業報告書を発注者へ提出すること。

## 9 支払方法

配送料は 1 台あたりの単価契約とし、使用した消耗品の経費を併わせた受注者からの請求に基づき、長期休業期間（夏休み、冬休み及び春休み）終了ごとの支払いとする。

## 10 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民及び業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。  
また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

- (8) 受注者は、個人情報について、別紙2「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (9) 受注者は、業務の遂行に際して、サービス実施者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うこと。

## 11 「環境により良い自動車利用」について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電気自動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 12 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

## 13 担当部署

港区子ども家庭支援部子ども若者支援課子ども若者支援係

電話 3578-2426 ファクシミリ 3578-2384

No.	施設及び事業名	実施場所
1	高輪児童館	港区高輪三丁目18番15号
2	豊岡児童館	港区三田五丁目7番7号
3	白金台児童館	港区白金台四丁目8番5号
4	台場児童館	港区台場一丁目5番1号
5	飯倉学童クラブ	港区東麻布一丁目21番2号
6	神明子ども中高生プラザ	港区浜松町一丁目6番7号
7	麻布子ども中高生プラザ	港区南麻布四丁目6番7号
8	赤坂子ども中高生プラザ	港区赤坂六丁目6番14号
9	赤坂子ども中高生プラザ青山館	港区北青山三丁目4番1—201号
10	高輪子ども中高生プラザ	港区高輪一丁目4番35号
11	港南子ども中高生プラザ	港区港南四丁目3番7号
12	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	港区芝浦四丁目20番1号
13	東麻布学童クラブ	港区東麻布二丁目1番1号
14	南麻布学童クラブ	港区南麻布二丁目11番10号
15	桂坂学童クラブ	港区高輪二丁目12番24号
16	神応学童クラブ	港区白金六丁目9番5号
17	白金台学童クラブ	港区白金台四丁目6番2号
18	芝浦学童クラブ	港区芝浦四丁目12番28号
19	五色橋学童クラブ	港区海岸三丁目5番13号
20	放課GO→クラブおなりもん	港区芝公園三丁目2番4号
21	放課GO→クラブしば	港区芝二丁目21番3号
22	放課GO→クラブあかばね	港区三田二丁目6番2号
23	放課GO→クラブあぎぶ	港区麻布台一丁目5番15号
24	放課GO→クラブなんざん	港区元麻布三丁目8番15号
25	放課GO→クラブほんむら	港区南麻布三丁目9番33号
26	放課GO→クラブこうがい	港区西麻布三丁目11番16号
27	放課GO→クラブひがしまち	港区南麻布一丁目8番11号
28	放課GO→クラブあかさか	港区赤坂八丁目13番29号
29	放課GO→クラブあおやま	港区南青山二丁目21番2号
30	放課GO→クラブせいなん	港区南青山四丁目19番7号
31	放課GO→クラブみた	港区白金三丁目18番2号
32	放課GO→クラブたかなわだい	港区高輪二丁目8番24号
33	放課GO→クラブしろかね	港区白金台一丁目4番26号
34	放課GO→クラブしろかねのおか	港区白金四丁目1番12号
35	放課GO→クラブしばうら	港区芝浦四丁目8番18号
36	放課GO→クラブしばはま	港区芝浦一丁目16番31号
37	放課GO→クラブこうなん	港区港南四丁目3番28号
38	放課GO→おだいば	港区台場一丁目1番5号

## 個人情報等取扱いに関する特記事項

## (基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

## (目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

## (再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

## (複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

## (個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(電磁的記録媒体の保管)

第11条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第12条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。